

防犯カメラ設置費補助のご案内

目次

- 1 補助金の概要
- 2 防犯カメラ設置にかかる費用
- 3 補助対象になる経費とならない経費
- 4 手続きの流れ
- 5 提出書類について
- 6 補助を受けるための要件
- 7 周辺住民への理解について
- 8 どこに設置すればいいか
- 9 どんな防犯カメラを設置すればいいか

まちの安全と安心は、私たち一人ひとりの暮らしの基盤です。

そのなかで、防犯カメラの設置は地域の防犯体制を強化し、犯罪の発生防止や事件の迅速な解決に役立っています。

防犯カメラ設置費補助の制度は、市民のみなさまの安全・安心なまちづくりの推進を目的に実施するものです。

1 補助金の概要



補助対象

町内会・自治会等または、複数の町内会等で組織する団体が設置する防犯カメラの設置費を補助します。

リースも補助対象となります（リース満了時に所有権移転するものに限る）。

補助対象となる設置限度基数は、年度内に5基です。

補助額

補助対象経費の10分の9

補助限度額	従来型	1基あたり27万円
	ソーラー型	1基あたり30万円



2 防犯カメラ設置にかかる費用



これまでに設置された町内会等の設置費を平均すると1基あたり約40万円前後となりますが、依頼する業者や、取り付けるカメラの種類や性能、設置するカメラの数、取り付け場所等によって金額が変わりますので、あくまで参考とお考え下さい。設置する際は、複数の業者から見積書を取り、金額を比較することをお勧めします。

【ランニングコストについて】

電気代は機種にもよりますが、1基あたり年間7～9千円程度を見込んでいます。保守や修理費については、依頼する業者によって金額が変わりますので、契約前に設置業者にご確認ください。

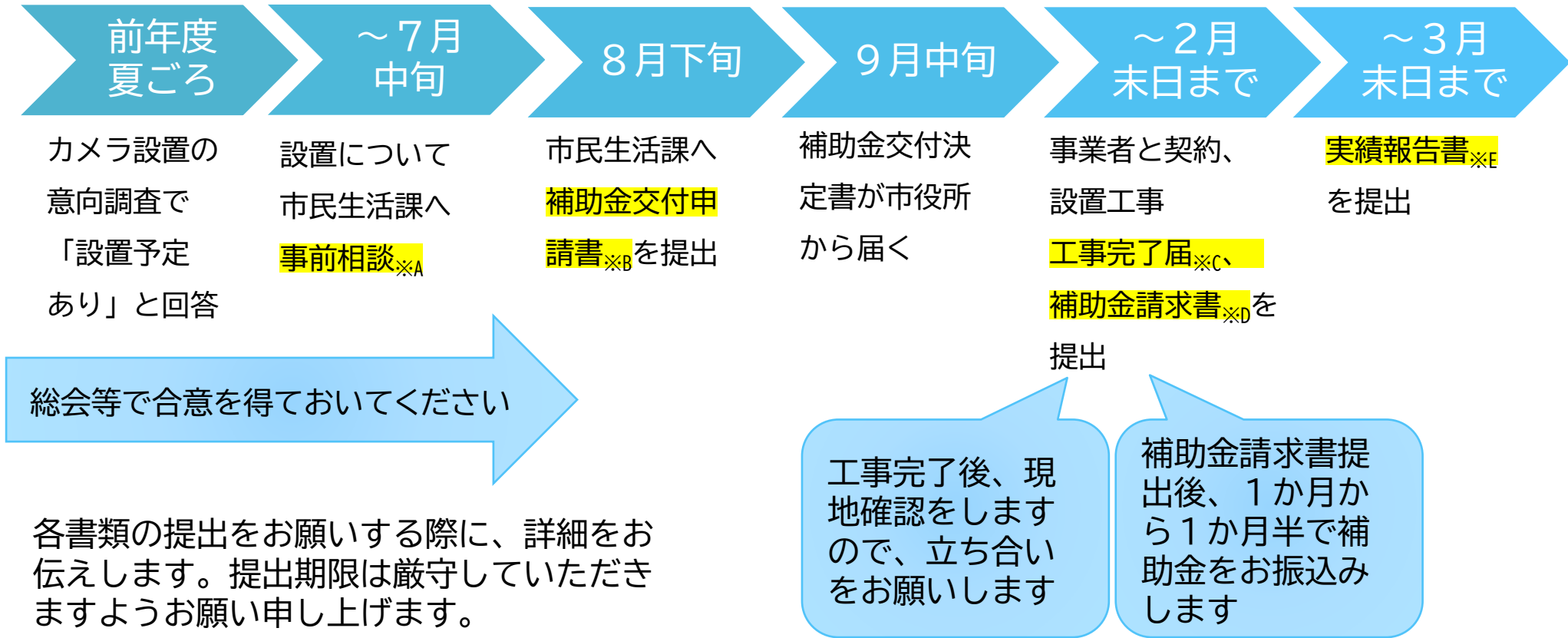


3 補助対象になる経費とならない経費

対象経費	対象外経費
・ 防犯カメラ本体 ・ 防犯カメラ設置工事費 ・ 専用柱の設置工事費 ・ レコーダー等の関連機器	・ 設置後5年未満の既存カメラの入替 ・ 土地使用・取得費等 ・ 維持・管理・修繕費 ・ 予備の記録媒体 など



4 手続きの流れ



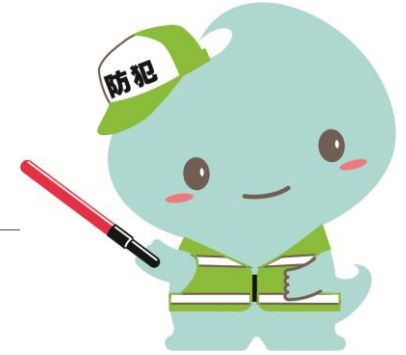
5 提出書類について

提出していただく書類の一覧です。わからないことがありましたら、何でもご相談ください。

A 事前相談	B 補助金交付申請書	C 工事完了届	D 補助金請求書	E 実績報告書
添付書類 ①設置予定位置図 ②撮影予定範囲 詳細版ガイドライン P. 11～12参照	添付書類 ①事業計画書 ②収支予算書 ③防犯カメラ管理 責任者等届出書 ④見積書 ⑤防犯カメラ設置 場所の使用権原 を証する書類 ⑥設置及び補助金 交付申請の意思決 定を証する書類 (総会資料等) 詳細版ガイドライン P. 14～19参照	添付書類 ①契約書の写し ②事業者からの請求 書の写し 詳細版ガイドライン P. 21参照	添付書類なし 詳細版ガイドライン P. 23参照	添付書類 ①収支決算書 ②事業者からの領収 書の写し ③防犯カメラ管理運 用規則 詳細版ガイドライン P. 25～29参照



6 補助を受けるための要件



- 公道等を撮影するものであること
(町内会館などの特定の施設を管理するためのものは補助対象外です)
- 防犯カメラを取り付ける敷地や電柱の所有者の同意を得ていること
- 町内会・自治会等の総会等で合意を得ていること
- 防犯カメラ設置後、責任をもって管理を行えること
(防犯カメラ管理運用規則、防犯カメラ管理責任者届出書を提出していただきます)

※「詳細版 防犯カメラ設置費補助金ガイドライン」P. 16、P. 27～29参照



7 周辺住民の理解について

防犯カメラは、犯罪の抑止や犯罪現場の証拠画像に役立つなど、高い防犯効果がある一方、同時に地域住民も映すこととなりますので、プライバシーの保護や個人情報等を正しく扱うことが必要です。

そのため、町内会等の総意で防犯カメラを設置することとし、総会等での決定を証する書類（総会資料等）を提出していただいています。設置個所周辺の住民にも同意を得てください。

定例総会、臨時総会、書面での総会など、総会の形式は問いません。



8 どこに設置すればよいか

- ・ まちの出入口になっている道路
- ・ 普段おこなっている防犯パトロール活動で気になっている場所

※プライバシー保護の観点から、撮影範囲内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示させてください。



9 どんな防犯カメラを設置すればよいか

設置から5年は使用に耐えるものを設置してください（町内会等防犯カメラ設置費補助要綱 第12条財産処分の制限）。

また、次の機能を有する防犯カメラをお勧めします（推奨であり、要件ではありません）。



- ・屋外に適した防塵防水機能
- ・夜間でも映像が鮮明に見えるもの



不明な点や質問などありましたら、下記担当までお気軽にお問い合わせください。
また、制度の概要やガイドライン等は、ホームページからもご覧いただけます。



民生局地域支援部
市民生活課 防犯・生活安全係

電話 822-9807

FAX 827-4803

E-mail cl-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

